

1 開 会

(午前9時25分)

【司会】 開会に当たりまして、事務局より御連絡させていただきます。

感染症対策としまして、受付に消毒液の設置と委員並びに幹事の皆様の間にパーティションを設置させていただいております。皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次にスマートフォンなど、音声を発声させる通信機器をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日、報道関係の方が来られているということですので、報道関係の皆様へのお願いでございますが、審議会の開会后、5分間はフリーで撮影させていただいて結構ですが、その後は審議の妨げにならない範囲での取材をよろしくお願いいたします。

傍聴の方におかれましては、先にお配りしております「傍聴される方へ」のペーパーに記載の内容をお守りいただき、審議会開会中は御静粛にお願いいたします。

委員の皆様、若干名、到着されていませんので、しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

(午前9時30分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます大阪都市計画局計画推進室計画調整課の堀口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数30名のうち25名の委員に御出席をいただいております。まだお二方到着されておられません。間もなく到着されるということでございます。只今おひとり到着されました。（残り1名は欠席となったため24名の委員での開催となりました。）

大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府大阪都市計画局長角田より御挨拶を申し上げます。

【大阪都市計画局長 角田】 おはようございます。大阪都市計画局長の角田でございます。

令和4年度第1回大阪府都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また厳しい暑さの中、本審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また開催の日時の調整に当たりましては、皆様の御協力をいただきまして、本日、開催できる運びとなりましたことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

まず、ここ直近のまちづくりに関する動きについてでございます。

本年4月に大阪市がスーパーシティの特区の区域に指定されております。さらに6月には新大阪駅周辺地域におきまして、まちづくりの方針2022を策定し、現在、都市再生緊急整備地域の指定に向けて動いているところでございまして、新たなまちづくりが動きつつあるという状況にあります。

また当局におきましては、2050年を目標といたしまして、大阪全体

のまちづくりの方向性を示します新しいブランドデザインにつきまして、検討を進めておるところでありまして、年内の策定を目指して、取り組んでまいるところでございます。引き続き、大阪の発展と成長に向けまして、全体のまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

そして本日の大阪府都市計画審議会でございますけれども、建築基準法第51条、ただし書の規定による、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の関係について、御審議していただきたいと考えております。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御議論を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

では、本日の審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をさせていただきます。

まずは、学識経験者の委員の皆様の御紹介をいたします。澤木委員でございます。

【澤木 会長】 澤木でございます。

【司会】 内田委員でございます。

【内田 委員】 内田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 島田委員でございます。

【島田 委員】 島田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 高岡委員でございます。

【高岡 委員】 高岡です。よろしくお願いいたします。

【司会】 多々納委員でございます。

【多々納 委員】 多々納です。よろしくお願いいたします。

【司会】 藤田委員でございます。

【藤田 委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 長谷川です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 下村委員でございます。

【下村 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 板東委員でございます。

【板東 委員】 板東です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

坂上委員様は、まだ御到着されてないようでございます。（欠席となりました。）

角谷委員でございます。

【角谷 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 西林委員でございます。

【西林 委員】 どうぞよろしくお願ひします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 泰江委員でございます。

【泰江 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 山下委員でございます。

【山下 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 西委員でございます。

【西 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 次に行政機関の委員の皆様のご紹介になります。

近畿農政局長代理の後藤委員でございます。

【後藤 委員】 後藤です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 近畿経済産業局長代理の大平委員でございます。

【大平 委員】 大平です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の大國委員でございます。

【大國 委員】 大國です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪府市長会会長の野田委員でございます。

【野田 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪市長代理の寺本委員でございます。

【寺本 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪市会議長大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 次に委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。封筒の中に入っております。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1点目、「配付資料一覧」及び「配席図」。

2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3点目、「議題」及び「付議案件一覧」。付議案件一覧は、議題の裏面に印刷してございます。

4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」

5点目、右上に資料1と書かれました令和4年度第1回大阪府都市計画

審議会議案書。

6点目、同じく右上に資料2と書かれました、令和4年度第1回大阪府都市計画審議会資料。

併せまして、7点目ですが、こちらに関しましては、委員並びに幹事のみ配付となりますが、議案説明時のパワーポイントの表示画面を印刷したものをお手元に配付させていただいております。

以上、不足等はありませんでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。以降の議事につきましては、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長が当審議会の議長となる」と定められておりますので、澤木会長に議事進行をお願いしたいと思います。

澤木会長様、よろしくお願いいたします。

【澤木 会長】 おはようございます。それでは、議事を進めてまいります。本日の審議案件といたしましては、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてのみとなっております。

審議案件 議案472号です。

議案 472号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」幹事より説明いたします。よろしくお願いいたします。

2 議第472号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【幹事 矢倉審査指導課長】 それでは、議案番号第472号 「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（能勢町）」について御説明いたします。

私は都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長の矢倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、一箇所修正をお願いしたいところがあります。配付資料の中で説明させてもらいましたが、その後で配付しましたパワーポイントの資料につきまして、右上の破碎施設の処理能力が瓦礫類の部分の数値が96.4と記載しておりますが、正しくは92.4トンです。申し訳ございません。修正をお願いいたします。

なお、封筒にて配付されました資料2、審査会資料につきましては、正しい数値を記載しております。

それでは、説明を始めさせていただきます。

初めに、建築基準法第51条の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設などを建築する場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則としてその敷地の位置が都市計画において決定される必要があります。

例外の規定があり、同条のただし書の中で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合には、都市計画決定がされていなくても、建築可能となります。

今回、付議いたします案件は、民間事業者による施設であり、都市施設とするだけの公共性を有してないことから都市計画決定ではなく、51条ただし書許可の対象として施設の位置を判断するものとしております。

本日、ご審議いただきます案件は、建築基準法第51条、ただし書の規定に基づき、特定行政庁である大阪府が産業廃棄物施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものです。

本案件の敷地の位置は、能勢町の南西に位置し、市街化調整区域にあり、豊能郡能勢町下田115番1、ほか12筆です。

用途地域図です。計画地は市街化調整区域にあり用途地域は指定されて

おりません。敷地より北側、約400メートルのところに第1種住居地域が同じく、北側約800メートルのところに準工業地域が位置しております。

計画図です。右上が96.4のところは92.4の修正が入っております。

申請地は、がれき類や木くず、廃プラスチックなど8品目の産業廃棄物の中間処理施設です。現在、既に中間処理施設を稼働しておりますが、今回破砕機を増設し、一日の処理能力ががれき類92.4トン、木くず41.8トン、廃プラスチック70.4トンとなり、建築基準法第51条の許可が必要な処理量、5トンを超えることとなることから、許可を要するものです。

なお、本計画については、都市計画法第29条の許可申請を受理し、既に開発審査会の承認を得ております。

また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく、施設の設置許可申請も受理しており、それぞれ本許可と同日に許可する予定です。

配置図です。図中、青色波線部分は、既設の破砕施設、青色実線部分が今回の増築部分の破砕施設、紫色部分が事務所です。

敷地面積は4,832.50平方メートル、破砕施設事務所の合計は、建築面積は2,365.92平方メートル。うち今回の増築部分は、1,832.25平方メートルです。延べ面積は、2,162.67平方メートル、うち今回増築部分は1,628.98平方メートルとなります。

この写真は、申請敷地を搬入路側より撮影したものです。

建物用途別・現況図です。周辺の土地利用状況については、敷地の北側は町道を挟んで山林、南東側にはグラウンドや町の下水道処理施設など公共施設が立地しており、南側は川を挟んで倉庫が立地しております。

東側には、約150メートルに住宅が数軒立ち並んでおり、川を挟んで約250メートル先には、住宅地が立地しております。

搬出入経路図です。当敷地への廃棄物の搬出入は幅員4メートルの前面道路の町道上杉千軒線、幅員約6メートルから8メートルの府道104号線を経て、国道173号線へ向かうルートを主な経路としております。

事業者から建築基準法第51条の許可申請と並行して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく、施設の設置許可申請がなされており、その中で生活環境影響調査が事業者により実施されております。

表にあります項目のうち、選定された項目は騒音・振動です。大気質、悪臭、水質につきましては、屋内に破砕機が設置され、悪臭を発生するのは扱わず、水利用も散水程度と少量のため、調査項目の対象となっております。

生活環境影響調査範囲です。

騒音・振動の予測についての調査地点は、事業者と大阪府が協議した結果、申請敷地境界線上と直近民家前の計2地点を設定しております。

生活環境影響調査の結果としまして、施設の稼働による騒音・振動への影響について、敷地境界線及び直近の民家前での騒音・振動レベルは共に、規制基準を下回り、周辺的生活環境への影響は低いとされております。

なお、運搬車両の走行に伴う騒音や振動は、現状の府道104号線の交通量に対し、搬出入車台数が非常に少なく、搬出入車両の走行に伴う影響は、ほとんどないものと考えられることから、調査項目の対象外としております。

また大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、事業者が地元説明を行い、令和4年3月24日から4月25日までの期間、事業計画書の縦覧を行った結果、意見書の提出はありませんでした。

議案の説明は以上です。よろしくお願いします。

【澤木 会長】 どうもありがとうございました。

幹事からの説明が終わりました。ただいまの幹事からの説明につきまして、委員の皆様の方から御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見、御質問がございましたら、挙手にてお知らせください。

内田委員をお願いします。

【内田 委員】 車の台数については、影響がないとのことを国道の交通量と比較して言われてましたけれども、この敷地の周辺の状況について、道路の環境とか確認させていただきたいのですが。

今、映していただいたスライドの8ページの写真というのは、どこからどっち向きに撮影しているんですか。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 矢倉審査指導課長】 こちらのほうが既存の建物がありまして、ここに入り口があります。この写真はこちらから見たものです。

【内田 委員】 左手側の石垣の状況とか見たら、そうだろうなと思うんですけれども。ここ入り口になってますけれども、この敷地だと隣地のところが映っているんですか。その手前が映っているんですか。それと、ヤードに入るところ、折り畳み式の出入り口のところ、シャッターになってて、そこで残っている前面道路の幅ってめちゃくちゃ狭く見えるんですけれども。

【幹事 矢倉審査指導課長】 前面道路については、幅員4メートルということで、こちらについては、市街化調整区域ということもあり、開発許可の開発審査会の中で広さについては議論され、了解されたと聞いています。

【内田 委員】 いや、これ4メートルあるように見えないので、資料

の使い方として、現況はどうなっているのかというのは、この写真では全くもって確認できないので、その辺の対応がおかしいと思いますけど。

【幹事 矢倉審査指導課長】 写真で見ると4メートルないという御指摘なんですけれども、我々現地で測ってまして、4メートルあるということを確認しております。写真の撮り方が悪くて申し訳ございません。

【内田 委員】 手前は4メートルぎりぎりだと思うのですが、あの幅が。そういったふうに写真を撮れますか。ちょっと疑問ですが。この写真で見て、奥のほうから運搬車両が入ってくる。先ほど私が理解したとおりでいいんですかね。入り口とおっしゃってた、隣地の入り方も気になっているんですけれども。とにかく奥から手前のほうに、廃棄物を積んだ車両は入ってきて、下ろしたら逆に手前から奥のほうへ戻っていくということによろしいですか。

【幹事 矢倉審査指導課長】 そうです。奥から手前です。

【内田 委員】 このようなところを1日当たりの処理能力から見ると、瓦礫、木くず、廃プラスチック、全部合わせると200トンということは、これぐらいの幅員だと、そんなに大きな車両も入れないはずなので、計算のために簡単に5トンで割ると40台は通るということで、周辺のほかでグラウンドとか浄化センターとかとの関係、川を挟んで反対側のところ、道路からの一番近いところで見ると住宅と近接することになる。あるいは、9ページを見ると川沿いの道から、この狭い道に入っていくところには住宅が立地しているみたいですけど。このあたり問題は生じないんでしょうか。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 矢倉審査指導課長】 先ほどの搬入搬出入車の車両台数につきましては、現在、一日当たり最大で往復28台でありまして、施設増設に

よりまして、往復8台分の増加と聞いておりますので、合計往復36台を計画していると聞いております。そういうところからすると、騒音・振動については、府道104号線のほうが台数的には多いものですから、支障がないと考えております。

道路の件につきましては、能勢町さんのほうが開発許可の担当をしておりますので、そちらのほうから補足させていただきます。

【澤木 会長】 能勢町の方、よろしく願いいたします。

【能勢町 馬瀬産業建設部長】 能勢町産業建設部長の馬瀬と申します。道路の4メートルでの開発許可というところで審議しておりまして、現状、こちらの既存の町道につきましては、この町道より西側につきましては、それよりも奥側で建築物は、ほとんどなく、交通量も少ないところがございます。

また府道の104号線の辺りで住宅がこの町道沿いで並んでおるところですので、利用に当たっては、通行に対しては影響がないものと判断しておるものでございます。

そして開発にあたりましては、4メートルというところがございますので、都市計画法の施行令のただし書というところを運用して、4メートルでの許可を行っていかうと考えております。

先ほどございました下水処理場とか、グラウンドにつきましては、104号線の別のところの入り口から入っておりまして、この町道を通ることはございませんので、影響はないものと考えております。以上です。

【司会】 内田委員、いかがでしょうか。

【内田 委員】 了解しました。

【幹事 矢倉審査指導課長】 どうもありがとうございました。

【司会】 下村委員、お願いします。

【下村 委員】 本都市計画審議会にダイレクトに判断する内容ではないのですが、いただいている資料の中で生活環境影響調査、少しこの辺りについて、不明な点があるので教えてください。

1 1 ページに生活環境影響調査項目、スクリーニングされた項目が列挙されてございます。先ほど、アセスをかける場合に、よく交通量の話につきましても、先ほど説明いただいたように8台で、それほど影響がないということですね。

あと少し気になる項目が2つありまして、1つは里山的なところなので、恐らくないと思うのですが、生態的なところですね。もともと貴重種がいるとか、ちょうど谷筋から出てきたところで割と場所的には、いいところにあるわけですね。急斜面から下りてきて、平場に下りたところあたりですね。このあたりは、生態的な調査までは必要ないとは思いますが、現況と言いますか、前の状況が分からなかったのも、その辺りの項目の調査の必要がないという判断をされたと思うのですが、それでよろしいか、ということと。

もう一つは、グラウンドがあったり、近接の道路があったり、また集落地が少しあったときに、里山のちょうど根元のあたり、麓の辺りに位置するところがございますので、アセスのときには、よく景観面も調査する項目としてスクリーニングされたりするんですけど。公的な場所から、視認性が確保できない。建物がニョキッと色の違うものが自然の田園的な風景の中に出てきて、風景の破壊がない。そういう視点場が確保される場所ではないという判断をされたのか。その辺り、特に景観面について少し項目の中に入ってきてない。その妥当性について、ちょっと現場の状況をお知らせいただけるとありがたいです。以上です。

【澤木 会長】 以上2点の御質問がございましたが。幹事いかがでし

ようか。

【幹事 矢倉審査指導課長】 生活環境影響調査につきましては、産業廃棄物指導課から回答させていただきます。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課の谷垣と申します。よろしく願いいたします。

廃棄物処理法におきます生活環境影響調査につきましては、生活環境への影響を評価するという形になっておりまして、その中で求められる項目が基本的には公害事象という形になりますので、廃棄物の調査の中では、今、委員が申された景観でございますとか、生物ということは評価の対象になっていないという状況でございます。

【下村 委員】 ありがとうございます。50ヘクタールを超えないので、直接環境アセスに係る案件ではないということは、十分に理解しておるんですけど。産廃の生活環境のアセス以外に、調整区域でもありますし、景観条例をお持ちでない行政体でありますので、府のほうで北の山手のほうの山並み景観保全に当たるような場面でもあるかと思っておりますので、沿道の公的空間からの見えみたいな話は、あまり意識しないでもいい箇所なのか、あまり山の懐に入ってしまったって、周辺の場所からは視認できない、見えない場所であるかどうか。この辺りの現状だけを少し教えていただくと判断しやすいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 矢倉審査指導課長】 現地のことにつきましては、能勢町さんが来てますので、そちらのほうから回答させていただきます。

【澤木 会長】 能勢町の方、よろしく願いします。

【能勢町 馬瀬産業建設部長】 能勢町です。景観的に104号線の府道、また173号線からは、こちらのところは全く見えない状況でございます。

ます。前の町道の上杉千軒線を通っておるところでの確認ができるというものでございます。以上です。

【下村 委員】 すみません。もう一点だけ、グラウンドというのは、町の施設ですか。それとも民間のグラウンドですか。そこからの見えというのは、いかがですか。

【能勢町 馬瀬産業建設部長】 グラウンドからは、見下ろすというところになると思います。こちらは民間の施設になります。以上です。

【澤木 会長】 よろしいですか、下村委員。

【下村 委員】 公的な場所で見える箇所が、ほぼないという判断ですので、質問に対しては、非常に納得できましたので結構かと思えます。ありがとうございました。

【幹事 矢倉審査指導課長】 どうもありがとうございました。

【澤木 会長】 そのほか、御質問、御意見いかがでしょうか。多々納委員お願いします。

【多々納 委員】 確認だけなんですけど、この場所は山があって、その下に小さい川があって、その下に広がっている平らな場所があって、そこに立っているような施設になりますかね。そのさらに下側には、川がまたさらにあって、そこは少し急勾配になっている。急勾配というか、擁壁になっているかもしれないのですが。そういうような状況になっていると見えるのですが、この土地そのものの由来というのは、どうなっているんでしょうか。1つお聞きしたいことの一つで。

もう一点は、増設されることによって、気になるのは、破碎施設ということだけれども、多くの場合、こういうところにつくられる民間の処理場だと、結構溜めたままになっているような気がするんですよ。ここではそうじゃないのかもしれない。なぜ増設されて、敷地を大きくされるのかな

と。そこに仮に破砕したものをその後どうされるのかなと思ったりするんですが、その辺りの流れみたいなものと、さっきの8台の増設ですか。車、トラックが日々に8台分だけ変わりますと。この辺の関係性がよく分からないのですが、教えていただくとありがたいと思います。2点です。

ごみの処理のここからの流れの話が1つの質問で。なぜ申し上げているかというと、敷地の安定性がきちっとしているのか。これ自身が崩れたり影響を受けたりするようなことがないのかと。ここについての確認です。以上です。

【澤木 会長】 2点御質問がございました。事務局いかがでしょうか。

【幹事 矢倉審査指導課長】 敷地が過去に崩れたとか、そういう由来につきましては、能勢町のほうから、敷地に対する産業廃棄物の処理の内容につきましては、産業廃棄物課のほうからお答えさせていただきます。

【澤木 会長】 まず能勢町さんのほうから、敷地の由来と言いますか、安全性についてお願いいたします。

【能勢町 馬瀬産業建設部長】 能勢町です。敷地の由来でございます。こちらの赤で示した申請地の北側にあたるところでございますが、山の法面になりますが、こちらの山の法面につきましては、町道と挟んで反対側ですから、そちらにつきましては、一定、今までも崩落したところはございません。ただ少しずれて、谷筋があると思うのですが、そちらのほうでは大雨時には、少し土砂を含んで町道のほうに土砂を運んできたというところはございますが、大きく崩れたところはございません。

あともう一つは、南側に水路がありますけれども、水路の状況につきましては、大雨のときにより水が流れて、そのときには一部、崩落したところもございますが、そこは水路の管理というところで町のほうで復旧し

た対応をしたところもございます。

今回の開発につきましては、水路から安定勾配で取られたところを開発区域とされておるといふふうに申請されているところから、そういったところは影響ないと考えておる次第です。以上です。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課でございます。この施設で中間処理されました廃棄物は、リサイクルされるもの、あるいは最終処分場で処分されるものという形になります。この事業者が受け入れている廃棄物といいますのが、解体から出てくる廃棄物、建設系の廃棄物ということで、こういうものを受け入れられて、破碎処理、選別処理をされて、廃プラスチックですとか、金属くずですとか、そういうものに分けられて、それぞれ適切なリサイクルや処分をされるということでございます。

保管状況でございますけれども、今回新設される建屋の中に搬入廃棄物を保管され、処理後物についても建屋の中に置かれるという形になっております。

【澤木 会長】 多々納委員いかがでしょうか。

【多々納 委員】 結構なんですけど、フローがちゃんと流れるように御指導いただくということが必要だなと思います。もう一点は、先ほどの由来のところ、敷地そのものは随分昔からある平らなところですか。そうですね。それなら結構です。十分納得できました。ありがとうございました。

【幹事 矢倉審査指導課長】 どうもありがとうございました。

【澤木 会長】 そのほか、御質問・御意見いかがでしょうか。西林委員どうぞ。

【西林 委員】 先ほどもちよつと触れられてたんですけども、パワーポイントの13ページ、生活環境影響調査、ここの2項目の搬入台数が非常に少なく、搬入車両の影響はほとんど考えられないと書いているんで

すけれども。今回の計画の資料だけ見て言うのは申し訳ないのですが、パワーポイントの7ページを出していただいて、これだけ見たら、新たに増築される施設というのは、倍ぐらいあるというんですか。見た目はそう見えるので。破碎機はどういうものを入れられるのか分かりませんが、それなりの処理能力があるものを入れられるんじゃないのかな、単純に資料だけ見ると思うんですけれども。そのときにトラックの搬入台数が8台ぐらいしか増えないということなんです、もっと増えるんじゃないのかなと、単純に思うんですけれども。その計画でよろしいですか。せっかく、この会社さんも企業として投資して大きく事業を拡張しはると思うのですが、そのときに、そんな僅かな台数しか増えない処理能力の工場しか、本当に果たされないのか、その辺はどんな感じでしょうか。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課でございます。事業者から提出されました事業計画におきましては、今回増える車両については、最大8台という形で出ておりますので、私どもはそれが適切と考えております。

【西林 委員】 処理能力というのは、どのくらい上がっているんですか。もともとの既存の施設から新しく建てはって、それが倍増とか3倍も4倍も増えているのか。その辺は全く僕も分からないんですけれども。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【西林 委員】 その資料がないんですしたら、今結構ですけれども、単純にそれだけ処理能力がガッと増えているのに、運んでくる車があまり増えないというのは、どうなのかなと疑問に思いましたので、質問させていただいた次第です。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 今回、増えます処理能力が木くずという

品目につきましては、約34.3トン増える形になっております。

【澤木 会長】 一日当たりの処理量ですか。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 一日当たりでございます。

【澤木 会長】 ほかは、ないんですね。木くずだけお分かりになるのでしょうか。内田委員。

【内田 委員】 関連するので。今のご質問と多々納委員のご質問とも関連するんですけども。先ほどから手元でグーグルの航空写真を見てましたけれども、今回、新規にというところは、既に保管施設というか、建屋が建ってますよね。かなり前から使われてて、破砕量、処理量に関していうと、今まで基準に達していなかったなので、関係なかった。それが、破砕施設自体を増築あるいは、既存の単純保管施設の改築という形で、処理量が増えたから今回上がってきたという理解でよろしいでしょうか。

それらの中で、運搬量についても単純に保管して、何か業務内容の実態がよく分からないので、現況においてどういうふうに使われているのかということ併せてお教えいただけるとありがたいです。

【澤木 会長】 産業廃棄物指導課いかがでしょうか。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 今、出ております資料でございますけれども、破砕施設として既設のところで選別破砕の事業をやられておりまして、今回新たに破砕施設を左側に建屋を造られて、中身的には同じような破砕処理をされるという形になります。

【澤木 会長】 よろしいですか。ご質問の趣旨は、増築部分に既に既設の保管庫みたいな建屋が航空写真では見えるので、この図の印象から増築部分が、これが単純に増加というよりは、これまでの部分が幾つか含まれていて、排出台数でいうと8台分ぐらいしか処理能力も増えないのかなという推測なんですけど、そういうことでいいのかなというところなんで

すが。

【幹事 矢倉審査指導課長】 審査指導課のほうから回答させていただきます。航空写真で屋根のように見えるものがあるということなんですけど、こちらにつきましては、当初は既存建築物は昭和56年に建築確認を取得して建てられまして、既存建築物の右側のほうです。平成17年に建築確認検査済書を取得して増築をされております。そのほか、敷地内に勝手な増築があったのです。こちらについては、本許可申請前に全て撤去し、適正に是正済みであります。

建築基準法と言いますのは、柱があって屋根があるものを建築物と呼んでおりますので、現在、写真に見てあるのは、屋根がない骨組みだけのものになっていると考えております。よろしく申し上げます。

【澤木 会長】 よろしいでしょうか。西林委員、内田委員、よろしいでしょうか。

【内田 委員】 建築基準法のほうで関心を持っているわけではなくて、廃棄物処理業者さんの現状における活動状況で、今回、増設することによって、どういうふうに活動内容が変わるのか。それに伴って周りに対する騒音・振動とか、あるいは搬出入の状況が変わるであろうということを今までのほかの委員の方も確認されてましたけれども、再度確認したいという趣旨ですので、もう結構です。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課でございます。先ほどの説明に補足させていただきますが、左側の増築とされております破砕施設を置く建屋でございますが、委員がおっしゃっているようなことでございますけれども、もともとここで産業廃棄物の保管等を行っておりまして、ここが全く新たな形で利用されるということではなく、ここも含めて事業をされていたということでございます。

【澤木 会長】 よろしいでしょうか。角谷委員、お願いします。

【角谷 委員】 14ページで、条例に基づく地元説明会をされたということで、8名の方が来られているということです。この入り口に直接あたる5軒ほどの方が、そこに参加されているのかどうかということと、非常に勾配があるような道路なのかなと見ておりまして、そこは先ほど話が出ておったように雨が降ったら、かなりそちらからしみ出すと言うんでしょうかね。雨水を処理するようになっていないような感じがしておりまして、雨の日でも5トンであるとか、そういったものが数が増えるとなった場合に、例えば運転の誤りによって事故が増えたりとか、そういった声もないのかなと不思議に思ったんですけれども。特にこの5軒の方からは、質問がなかったのかという点について、参加されていたのかと併せてお聞きしたいと思います。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課でございます。この説明会につきましては、あらかじめ周知はしております。その中の御出席者としまして、例えば下田地区の区長様も出席いただいております。

その中で、基本的にはご意見が出なかったということでございます。

【角谷委員】 ありがとうございます。普通、説明会といったら、ほとんど、質問があると認識はしているんですけれども、それでないというのは、どういった説明会を開催されたのかと、どういった資料でもって説明されたのかというのを併せてお聞きしたいと思います。

【澤木 会長】 よろしくお願いします。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 資料としましては、事業計画書というもので説明をされておりまして、その中には生活環境影響調査の概要も入っております。その中で事業者が住民の方々に説明をいたしまして、その結

果として特段の御意見はなかったと聞いております。

【角谷 委員】 分かりました。このような説明をされたということで、その場所には府の方も入っておられるということでよかったですね。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 すみません。この条例手続の説明会は事業者が開催する形になっておりますので、私どもは出席いたしておりません。

【角谷 委員】 分かりました。条例に基づくということですがけれども、説明会の内容が、どういった記録をされているのかというのは、非常に気になったものですから、その点、特に5軒の入り口にお住まいでいらっしゃる方々については、ダンプの出入りが増えるということは、疑問にもたれると思うので、その点、もう一度確認だけしていただきたいと。府のほうは、入っていないということで、我々知らないということにはならないと思いますので、ちょっとお願いしておきたいと思います。

【澤木 会長】 ただいまの最後のものは、御意見ということでよろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。島田委員お願いします。

【島田 委員】 一点、確認です。13ページに書いてある生活環境影響調査の結果ですが、先ほどの報告では、調査した振動・騒音レベルや交通量の詳細な数値データは示されてはいません。これは事業者が調査したものだと思うのですが、調査したデータが調査報告書としてまとめられていて、能勢町や府の方保管されているということでよろしいでしょうか。

【澤木 会長】 事務局、幹事いかがでしょうか。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 生活環境調査につきましては、法律で事業者が今回の対象施設について、調査することになっておりまして、その結果は報告書といたしまして、私どものほうに提出され、私どもがその中身を審査するという形で確認をしております。

【島田 委員】 ありがとうございます。その審査をした結果、ここに審査結果として判断したものが示されているという理解でよろしいですか。

【谷垣産業廃棄物指導課長】 そうでございます。

【島田 委員】 ありがとうございます。

【澤木 会長】 そのほか、御質問・御意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。御質問がいろいろ出て、慎重に御審議いただいておりますけれども、特に反対意見という御意見はなかったと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案472号につきまして、原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

【幹事 矢倉審査指導課長】 どうもありがとうございました。

【澤木 会長】 以上で本日の全ての審議は終了いたしました。本日の議案につきましては、直ちに事務局において必要な手続を進めさせます。

委員の皆様方には、円滑かつ慎重に御審議いただきまして、議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3 閉会

【司会】 澤木会長様、議事進行、誠にありがとうございました。本日の審議会を踏まえまして、大阪府において必要な手続を進めてまいりたいと思います。

以上を持ちまして、令和4年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、大変ありがとうございました。

(午前10時27分閉会)